岸和田市指定袋及び粗大ごみ処理券取扱店募集案内

本市では、平成22年４月から、一般家庭ごみ（普通ごみ）の「指定袋制」を実施しています。これに伴い、本市が指定するごみ袋（以下、「指定袋」という。）及び粗大ごみ処理券（以下、「処理券」という。）を市民に交付し、ごみ処理手数料（以下、「手数料」という。）を収納する事務を委託するものです。

１ 指定袋及び粗大ごみ処理券取扱所

（１）本市と家庭系一般廃棄物処理手数料徴収事務委託契約を締結し、指定袋及び処理券を交付し、手数料を徴収していただきます。（公金徴収事務受託者として、指定袋及び粗大ごみ処理券取扱所の名称、所在地等を告示します。）

（２）主な業務

① 指定袋及び処理券の保管・交付・手数料徴収

② 指定袋及び処理券の在庫管理と発注

③ 指定袋及び処理券の納品数に応じた手数料の納付

（納品数＝交付数（販売数）とみなします。）

（３）指定袋及び粗大ごみ処理券取扱所の表示

指定袋及び粗大ごみ処理券取扱所を示す標札（ステッカー）を掲示していただきます。

２ 取扱う指定袋及び粗大ごみ処理券の種類及び収納する手数料の額

種類	容量	発注単位 １箱単価	取扱委託料 消費税及び地方消費税含む	差引き納付額	交付単位 収納手数料額
指定袋	45ℓ	１箱(500枚) 22,500円	１箱あたり 1,650円	20,850円	１組10枚 (450円)
	30ℓ	１箱(500枚) 15,000円	１箱あたり 1,100円	13,900円	１組10枚 (300円)
	20ℓ	１箱(500枚) 10,000円	１箱あたり 733円	9,267円	１組10枚 (200円)
	10ℓ	１箱(500枚) 5,000円	１箱あたり 366円	4,634円	１組10枚 (100円)
粗大ごみ処理券		１シート（５枚） 2,500円	１シートあたり 183円	2,317円	１枚500円

３ 指定袋及び粗大ごみ処理券の交付に当たっての注意事項

（１）指定袋の交付は、商品の売買ではありません。指定袋の手数料額（価格）は条例で定めていますので値引きや景品等として取扱することはできません。

また、１枚単位の交付はできません。

（２）市民に指定袋を交付した際、手数料額とは別に消費税を徴収することはできません。

（３）市民から指定袋の不良品の申出があった場合は、確認のうえ、不良品の現品数と同数を交換してください。また、交換した不良品は交換の際抜き取った組に入れて組み単位で交換いたしますので受注センターへ連絡してください。

ただし、不良品以外の事由による、返品や交換はできません。

（４）指定袋の適正な管理を怠る等、指定袋取扱所として、その責めに帰すべき事由（盗難、

紛失等を含む。）により、指定袋が破れ、汚れ、又は紛失した場合は、その損害の賠償として、指定袋及び処理券の交付単位ごとに、当該指定袋の交付価格に相当する額を損害額として本市にお支払いいただきます。

（５）指定袋及び処理券の取扱委託料額は、各種、各サイズともに、表示価格の7.33％（消費税込み）です。

４ 指定袋及び粗大ごみ処理券取扱所となった場合の事務流れ

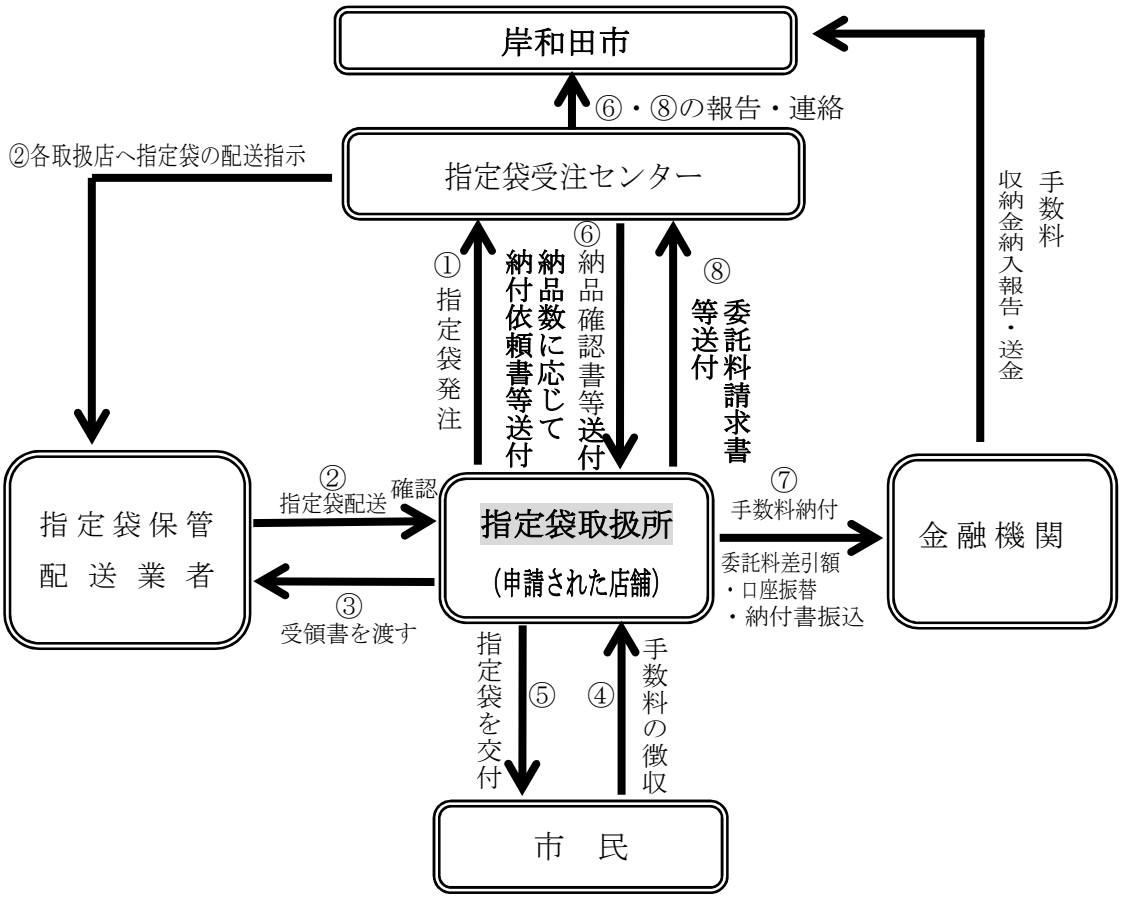

① 指定袋及び処理券取扱所（以下、「取扱所」という。）は本市が委託した受注管理収納委託会社（以下、「指定袋受注センター」という。）に指定袋及び処理券の発注をする。

② 指定袋受注センターは指定袋保管・配送業者に取扱所への配送指示をする。

③ 取扱所は配送された指定袋及び処理券を確認して受領書に店舗の名称・受取人の氏名を記入して配送業者に渡し納品書を受け取る。

④ 取扱所は市条例に基づく手数料を市民から収納する。

⑤ 取扱所は市民に指定袋及び処理券を交付する。

⑥ 指定袋受注センターは月末に配送実績に基づき「納品確認書兼納付通知書など書類一式」を取扱所に送付する。（納品数＝交付数とみなします。）

⑦ 取扱所は指定袋受注センターより送付された「納品確認書兼納付通知書など書類一式」に記載された手数料収納額（委託料を差引いた額）を指定日（毎月20日）までに納付する。
※ 口座振替の場合、指定日に指定口座より引落しします。
※ 口座振替以外は納付書により指定日に納付していただくことになります。

⑧ 取扱所は指定袋受注センターより送付された「納品確認書兼納付通知書など書類一式」のうち「収納実績報告書兼請求書部分」に氏名・押印（契約書と同印使用）のうえ指定袋受注センターに返送する。

５ 募集対象

（１）小売店

岸和田市内で生産者等から買い入れた商品を個々の消費者に直接販売している店舗

例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストア、その他食品・日用品などの小売店又は個人商店

※　岸和田市の付近にある店舗ついては市民の利用頻度などにより取扱いを認める場合があります。

６ 申込資格

下記①から⑧のすべての条件を満たすこと。

① 店舗については、長時間（概ね８時間以上）営業をしており、常時交付（販売）できるなど、市民が利用しやすいこと。

② ４種類全ての指定袋と粗大ごみ処理券を取り扱うこと。

③ 法人税又は市町村民税の滞納がないこと。

④ 会計事務等、本市の事務手続を遂行することができること。

⑤ 公金、指定袋及び処理券の適正な管理をすることができること。

⑥ 暴力団の関係者でないこと。

⑦ 本市より立入調査や指定袋受注センターによる在庫調査に常時対応できること。

⑧ 本市が実施する「指定袋制及び粗大ごみ処理券方式」の趣旨を理解し、協力するものであること。

７ 提出書類（２種類）

（１）**岸和田市有料指定袋及び粗大ごみ処理券取扱申請書**

（本案内のページ内のものを使用ください。）　　１部

（２）店舗所在地の地図・写真（本案内のページ内のものを使用ください。）　１部

８ 申込方法

提出書類をそろえ、**210円切手を貼付した返信用封筒（角２封筒Ａ４用紙が入るもの）に申請者の住所、氏名、郵便番号を記入）を添えて、岸和田市市民環境部廃棄物対策課に郵送、又は持参してお申込みください。**

なお、提出書類に不備等がある場合につきましては、修正していただく場合がございますのでご注意ください。

９ 審査結果の通知

提出されました申請書類をもとに、本市で審査の結果、取扱所の指定することができると判断された申請者には、ごみ処理手数料収納事務委託契約書等（以下、「委託契約」という。）を発送します。

また、審査の結果、取扱所の指定することができないと判断された申請者には、その旨を書面にて通知します。

なお、取扱所として業務開始まで申請いただいた時期から約１箇月程度必要です。

【お問い合わせ先】

〒 596-0825
岸和田市土生町２丁目４番 30 号
岸和田市 市民環境部廃棄物対策課 管理担当
ＴＥＬ：072－423-9439
ＦＡＸ：072－436-0418

岸和田市指定袋及び粗大ごみ処理券取扱申請書

年　　月　　日

岸 和 田 市 長 様

住　　所

申請者
(契約者)　商号・名称

氏　　名
(法人の場合は代表者名)

電話番号

次のとおり、岸和田市指定袋及び粗大ごみ取扱所の指定を受けたいので申請します。

取扱を行う店舗情報	取扱を行う店舗の名称	営業年数　　年　　ヶ月	担当者名 従業員数　　名
	取扱を行う店舗の所在地	〒□□□－□□□□	
	取扱を行う店舗の電話番号・FAX番号	TEL：　　(　　)	
		FAX：　　(　　)	
	主な取扱商品		
	休業日・営業時間	毎週　　曜日　・　毎月第　　曜日 年中無休　・　その他（　　） 午前・午後　　時　　分～午前・午後　　時　　分	
	パソコン設置状況	有　・　無　メールアドレス	

請求書等書類の送付先 (該当欄にレを入れてください。)	□ 申請者(契約者)　□ 取扱店舗　□ その他 その他選択の場合、下記の欄に住所等記入してください。
その他の送付先	〒□□□－□□□□ TEL：　　(　　) FAX：　　(　　)　　担当者

取扱所となる店舗所在地図・写真

岸和田市　　町　　丁目　　番　　号

店舗外観写真